


4. 都市公園特定事業計画

(1) 都市公園特定事業の考え方

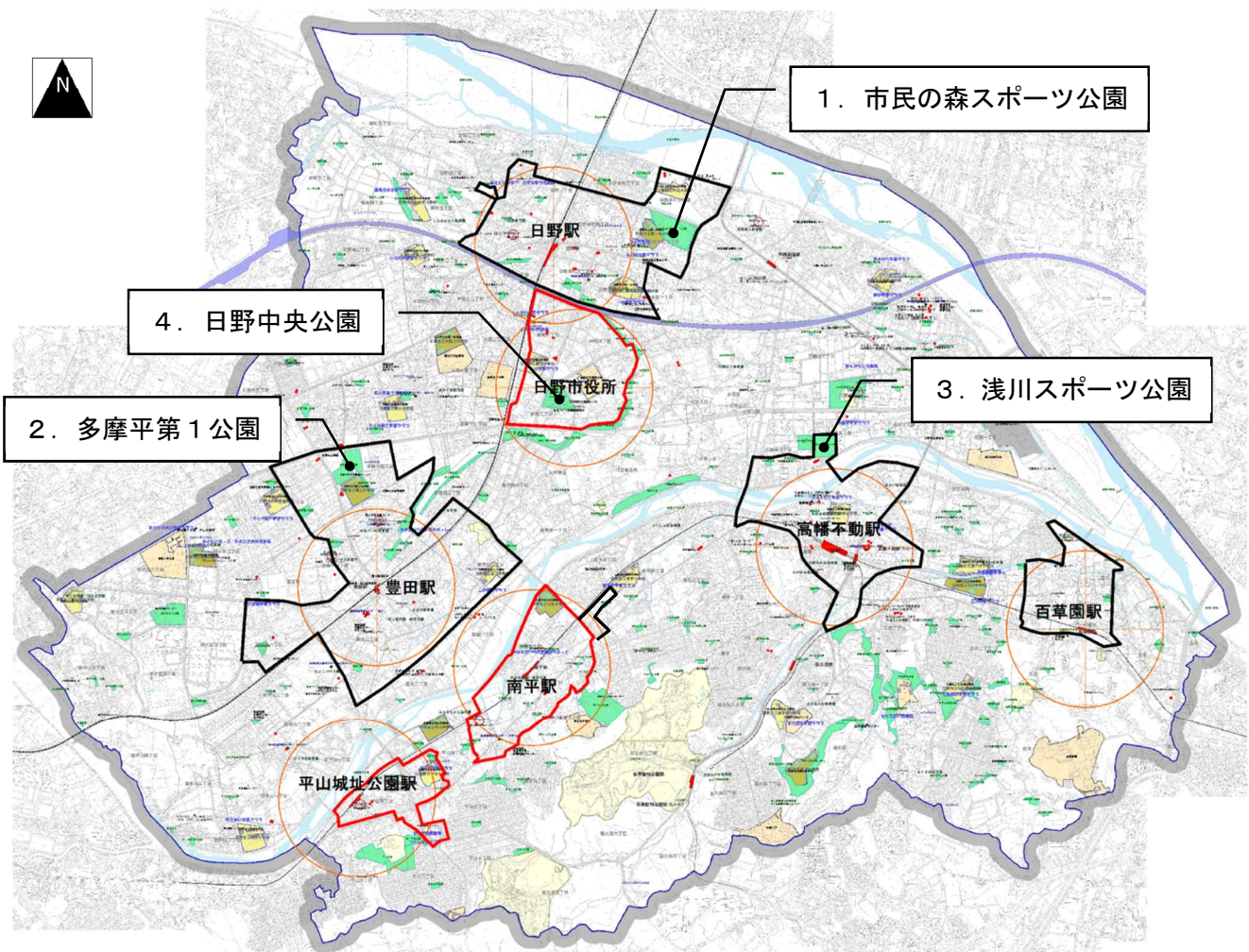
平成 25(2013)年に策定した第二次日野市バリアフリー特定事業計画を引き続き実施するとともに、新たにインクルーシブ遊具を設置します。これにより、だれもが同じ空間で遊び、憩うことで相互理解が進み、それらの積み重ねにより共生社会の推進に寄与します。

- 公園内の特定公園施設及び主要な公園施設に対して主要な出入口から移動等円滑化された経路の整備（視覚障害者誘導用ブロックの設置を含む）
- 管理事務所への傾斜路の設置
- ベンチまでの経路を移動等円滑化基準で改修
- 水飲場・手洗場をだれもが利用できる形状へ改修
- 園内の要所へ案内板や標識等の設置

都市公園特定事業の対象となる4つの公園の位置

 重点整備地区

 半径 500mの距離



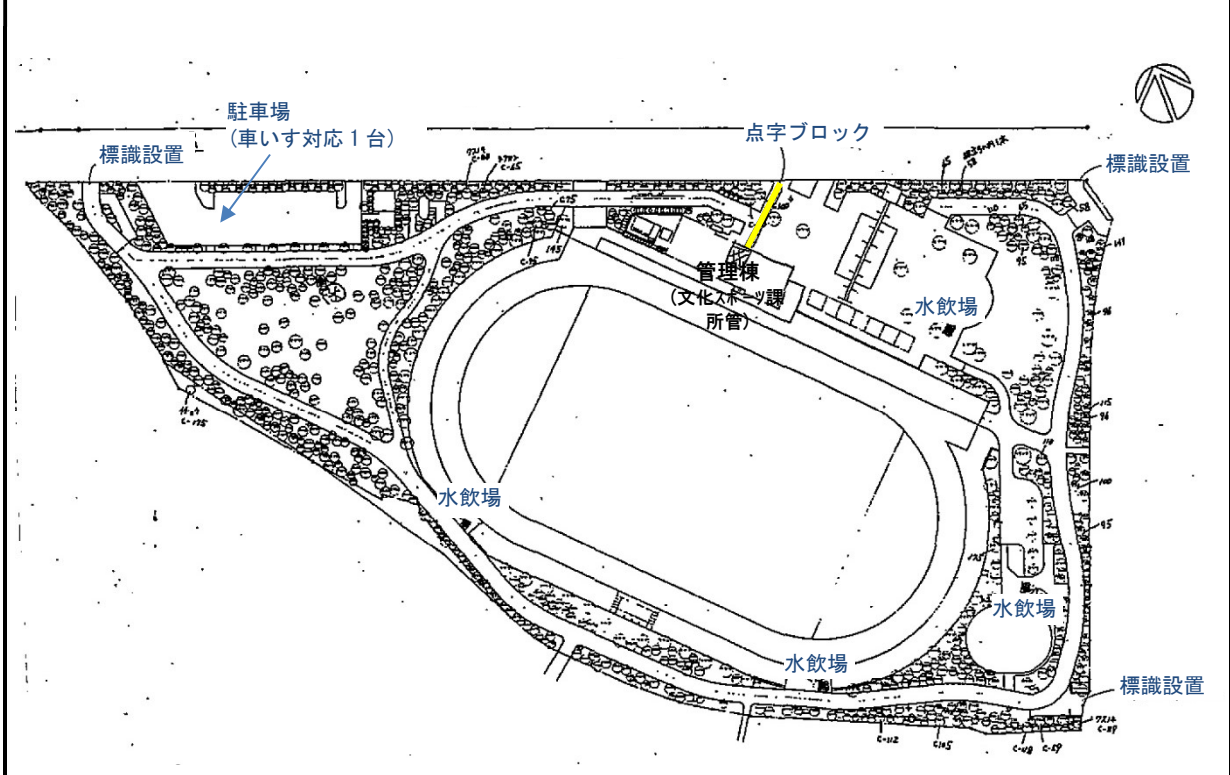
(2) 日野駅周辺地区

都市公園特定事業計画 (①日野駅周辺地区)

整備対象	市民の森スポーツ公園	事業主体	日野市 (緑と清流課)													
			事業内容	事業量	実施予定期間											
					R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14~	
ア. 水飲場・手洗場をだれもが利用できる形状へ改修	4箇所				●	●										
イ. 園内の要所へ標識等を設置	3箇所										●	●				
ウ. 北側管理棟前出入口～管理棟・バリアフリートイレへ視覚障害者誘導用ブロックを要所に設置	約20m											●	●			

事業実施に際し配慮すべき重要事項

事業実施位置図



(3) 豊田駅周辺地区

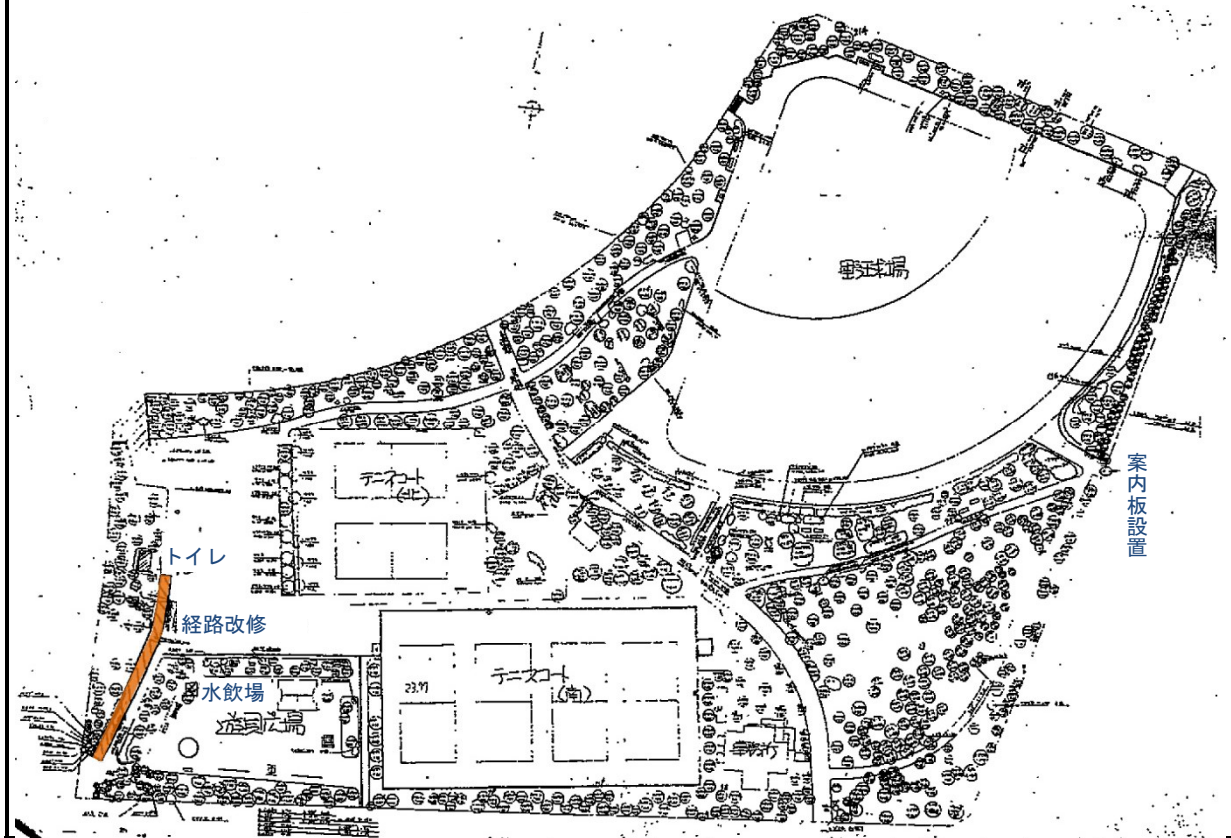
都市公園特定事業計画 (②豊田駅周辺地区)

整備対象	多摩平第1公園	事業主体	日野市 (緑と清流課)											
事業内容	事業量	実施予定期間												
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14~		
ア. 野球場、テニスコート (北側) の通路に接続し、テニスコート (南側)、西側のトイレ・遊具広場・出入口2箇所を結ぶ経路を移動等円滑化基準で整備 (幅員が狭くなっている部分等の改修など)	約40m										●	●		
イ. 水飲場・手洗場をだれもが利用できる形状へ改修	1箇所			●	●									
ウ. 園内の要所へ案内板や標識等を設置	1箇所									●	●			
エ. “だれでも” や “多目的” のトイレ表示の改め (当該トイレ出入口に利用対象及び個別機能を表すピクトグラム等で表示)	左記の旨の表記なし													

事業実施に際し配慮すべき重要事項

・アについては、トイレ～出入口の経路を改修。

事業実施位置図



(4) 高幡不動駅周辺地区

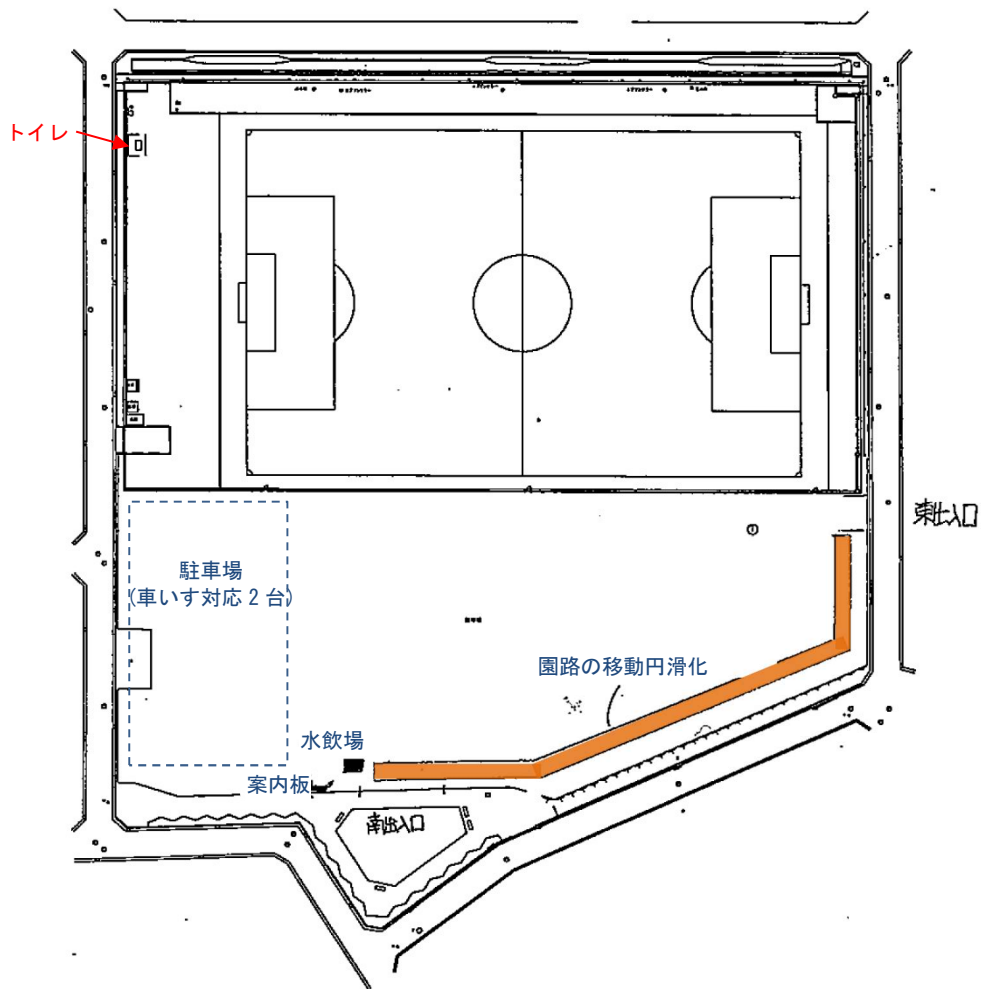
都市公園特定事業計画 (③高幡不動駅周辺地区)

整備対象	浅川スポーツ公園	事業主体	日野市 (緑と清流課)											
事業内容	事業量	実施予定期間												
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14~		
ア. 南側出入口～バリアフリートイレ、南側出入口～水飲場～東側出入口を結ぶ経路を移動等円滑化基準へ整備	約120m									●	●			
イ. 園内の要所へ標識等を設置	1箇所			●	●									
ウ. “だれでも” や “多目的” のトイレ表示の改め (当該トイレ出入口に利用対象及び個別機能を表すピクトグラム等で表示)	オストメイトマーク設置	R3												

事業実施に際し配慮すべき重要事項

- ・南側出入口～水飲場～東側出入口の経路を整備。

事業実施位置図



(5) 日野市役所周辺地区

都市公園特定事業 (7)日野市役所周辺地区)

整備対象	日野中央公園	事業主体	日野市 (緑と清流課)											
			実施予定期間											
事業内容	事業量	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	R	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14~		
ア. 水飲場・手洗場をだれもが利用できる形状へ改修	2箇所	●												
イ. インクルーシブ遊具の導入	2基	●												
ウ. 園内の要所へ標識等を設置	複数箇所	●												
エ. “だれでも” や “多目的” のトイレ表示の改め(当該トイレ出入口に利用対象及び個別機能を表すピクトグラム等で表示)	1箇所	●												
オ. 市役所前出入口～屋外ステージ～広場、西側歩道～バリアフリートイレにおいて視覚障害者誘導用ブロックを要所に設置	2箇所	●												

事業実施に際し配慮すべき重要事項

- ・ア：2箇所の水飲場までの経路についても移動等円滑化基準による整備が望ましい
- ・オ：直接車道に通じる園路も含めて全体を考慮し、視覚障害者誘導用ブロックを設置

事業実施位置図

